

会津若松市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長の交際費（以下「市長交際費」という。）の支出について、一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 市長交際費を支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 会津若松市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 会津若松市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 事故、災害等があったもの
- (4) その他市長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 市長交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、式典等の参加等に係る経費
- (2) 弔費 葬儀、法要、供養等における香典、供物、供花等に係る経費
- (3) 見舞金 事故、災害等の見舞いに係る経費
- (4) 激励金 本市の公益に資すると認められる団体又は個人を激励するための経費
- (5) 懇談費 市政運営に資する意見交換又は情報収集の懇談に係る経費
- (6) 贈答費 来客等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (7) その他 その他市政運営上、市長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(基準の見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容、対象者等	金 額	
会 費	懇親会等への参加に要する経費	5千円以内（会費が記載されている場合はその額）	
	祝賀会、式典、総会、各種団体の大会等への出席祝い金（飲食が伴う場合のみ。会費相当分）	1万円以内（会費が記載されている場合はその額）	
	就任、叙勲等のお祝いの生花等	1万円程度（会費相当分）	
弔費	香 典	市議会議員、県議会議員、国会議員及びその配偶者並びに一親等までの親族	1万円以内
		市職員	1万円以内
		市政に功労があったと認められる者	1万円以内
	供物、供花	香典対象者の内、特に必要と認められる者	地域慣習による実勢額の範囲内
	慰霊祭・墓前祭・供養祭・追悼式	慰霊祭等へのお供えに要する経費	社会通念上妥当と認められる額
見舞金	災害等に遭われた団体または個人	社会通念上妥当と認められる額	
激励金	全国大会に出場するなど本市の公益に資すると認められる団体又は個人（市が補助金等の負担を行っている場合を除く。）	社会通念上妥当と認められる額	
懇談費	市政運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額	
贈答費	来客等への土産、贈答品、記念品の購入に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
その他	市政運営上交際費により支出することが妥当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額	